

教育・保育給付について

保育所、認定こども園を利用するには、かほく市が行う「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
 教育・保育給付認定は子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。
 3つの認定区分に応じて、利用できる施設や時間が変わります。

【教育・保育給付認定の種類】

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども

保育認定の事由について

保育認定(2号・3号認定)を受けるには、保護者(父母等)が、次のいずれかに該当していることが必要です。

	保育認定事由	保育短時間	保育標準時間	保育要件について・注意点
①	就労 (月48時間以上の就労に限る)	月48時間以上 120時間未満 の就労	月120時間以上 の就労	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者(65歳未満の同居祖父母を含む)が就労している ・仕事が休みの日は、家庭内保育または保育短時間のお預かり ・育児休業が終了し、復職するとき(入園開始は復職月から)
②	妊娠・出産	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定日の6週前の属する月～出産日の8週間後の月末まで
③	育児休業取得中の 継続利用	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得時に既に園を利用している子どもがおり、その園児が継続して園の利用が必要であると認められるとき(但し、認定期間は出生児が満1歳になる月の末日までです。また、妊娠・出産を理由に入園された方は育児休業取得による継続理由はできません。)
④	保護者の疾病・障 がい	○ (診断書による)	○ (診断書による)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が病気やけがをしている ・心身の障害がある
⑤	親族等の介護・看 護	○ (診断書による)	○ (診断書による)	<ul style="list-style-type: none"> ・同居または長期入院している親族を常時介護、看護する必要がある
⑥	災害復旧	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合
⑦	求職活動	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動や起業準備にあたる(90日以内)
⑧	就学・技能習得 (趣味・通信教育は除 く)	月48時間以上 120時間未満 の就学等	月120時間以上 の就学等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学や技能取得のため学校等に通う
⑨	上記以外			<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課にお問い合わせください

(注1)保護者(65歳未満の同居祖父母を含む)の中で1人でも保育要件が短時間認定に該当する場合は、
 認定は短時間認定となります

(注2)保育要件が該当しなくなった場合は、その時点まで利用可能です。